

障障発 0330 第 4 号  
平成 30 年 3 月 30 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

「訪問系サービスの適切な運用について」の一部改正について

標記について、平成 27 年 5 月 15 日障障発 05115 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

新	旧
<p style="text-align: right;">障障発 0515 第 1 号 平成 27 年 5 月 15 日 一部改正 障障発 0329 第 3 号 平成 29 年 3 月 29 日 <u>一部改正 障障発 0330 第 4 号</u> <u>平成 30 年 3 月 30 日</u></p> <p>都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">訪問系サービスの適切な運用について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 重度障害者等包括支援対象者に対する国庫負担基準の適切な運用について（略）</p> <p>&lt;国庫負担基準&gt;</p>	<p style="text-align: right;">障障発 0515 第 1 号 平成 27 年 5 月 15 日 一部改正 障障発 0329 第 3 号 平成 29 年 3 月 29 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">訪問系サービスの適切な運用について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 重度障害者等包括支援対象者に対する国庫負担基準の適切な運用について（略）</p> <p>&lt;国庫負担基準&gt;</p>

新		旧	
重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準		重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準	
区分6	69,830 単位 (参考：重度訪問介護の区分6は 48,110 単位)	区分6	69,070 単位 (参考：重度訪問介護の区分6は 47,490 単位)
介護保険対象者	42,560 単位 (参考：重度訪問介護は 16,020 単位)	介護保険対象者	34,540 単位 (参考：重度訪問介護は 14,490 単位)
(参考) 重度障害者等包括支援利用者は 85,750 単位		(参考) 重度障害者等包括支援利用者は 84,320 単位	
<重度障害者等包括支援対象者> (略)		<重度障害者等包括支援対象者> (略)	
<b>2 訪問系サービスの周知について</b> (1) 訪問系サービスについては、 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 平成 23 年 10 月に同行援護を創設し、視覚障害者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供する等のサービスを提供</li> <li>② 平成 26 年 4 月から重度訪問介護の対象に、行動障害を有する重度の知的障害者及び精神障害者 (※) を新たに追加</li> <li>③ <u>平成 30 年 4 月から重度訪問介護の提供場所に、入院又は入所中の病院等 (病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所をいう。) を追加</u></li> </ol> など所要の改正を行ったところであり、これらの事業によって在宅の障害者の支援の選択肢が拡大されたところである。 また、これらの改正により、地域生活支援事業の必須事業である移動支援事業により支援されていた者についても、同行援護や行動援護等の訪問系サービスの対象となる場合も考えられることから、各都道府県におかれては、利用者の心身の状況等に応じて適切な支給決定を行っていただくよう改めて管内市区町村に周知いただきたい。		<b>2 訪問系サービスの周知について</b> (1) 訪問系サービスについては、 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 平成 23 年 10 月に同行援護を創設し、視覚障害者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供する等のサービスを提供</li> <li>② 平成 26 年 4 月から重度訪問介護の対象に、行動障害を有する重度の知的障害者及び精神障害者 (※) を新たに追加</li> <li>③ <u>(新設)</u></li> </ol> など所要の改正を行ったところであり、これらの事業によって在宅の障害者の支援の選択肢が拡大されたところである。 また、これらの改正により、地域生活支援事業の必須事業である移動支援事業により支援されていた者についても、同行援護や行動援護等の訪問系サービスの対象となる場合も考えられることから、各都道府県におかれては、利用者の心身の状況等に応じて適切な支給決定を行っていただくよう改めて管内市区町村に周知いただきたい。	
(略)		(略)	

新	旧
(2) (略)	(2) (略)

※ 改正部分は赤字の箇所。